消防本部等における感染対策について 〜新型コロナウイルス感染症の流行を受けて〜

消防·救急課

1 はじめに

令和2年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス 感染症(以下「コロナ感染症」という。)の陽性患者が 確認された。以降、コロナ感染症は国内で流行し、令和 3年8月には一日当たりの新規陽性者数が、一時 2万5千人を超えるなど、国民生活に大きな影響を及ぼ している。

こうした未曾有の事態にあって、消防は、コロナ感染症患者の救急搬送のみならず、保健所等によるコロナ感染症患者の移送への協力や、新型コロナワクチンの接種における救急救命士による筋肉内注射や状態観察の実施など、コロナ感染症への対応に大きな役割を果たしているところである。

本稿では、消防本部等におけるコロナ感染症対策について、新たな財源措置にも触れつつ紹介する。

2 消防本部等における感染症対策

消防機関の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、これは、感染症流行下においても変わるところはない。今般のコロナ感染症流行下においても、消防機関は救急業務のみならず消火をはじめとした必要な業務を継続しなければならない。

このため、当課からは業務継続性の確保の観点から通知等を発出し、消防本部等における感染対策の徹底等を求めている。また、コロナ感染症対応に当たる職員の処遇や、新型コロナワクチンの接種に関する事項についても、各消防本部に対し助言等を行ってきたところである。

① 令和2年6月30日付け消防庁消防・救急課長通知

令和2年6月に、コロナ感染症対策の取組を「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」(消防

消188号令和2年6月30日付け消防庁消防・救急課長通知。以下「6月30日通知」という。)にまとめている。 まずは、本通知の概要について紹介しながら、改めて感染防止策について説明する。

i) 感染防止資器材の確保

通知発出当時、救急隊が搬送時に用いる感染防止資器材等の供給が安定しない状況が続き、再び感染が拡大した場合には、さらなる供給体制の悪化も想定された。このため、本通知において、資器材をあらかじめ備蓄することや、市町村長部局や都道府県などの関係機関との間で感染防止資器材を融通する等の連携体制を構築していくこと、消防本部への資器材の安定供給について業者と協議を行うことにより、資器材の確保に努めるよう求めている。なお、単価契約や、SPD等により数量を指定しない契約となっている場合、感染が拡大した際に需要の高まりによって単価が上昇することが想定されることから、業者だけでなく、財政担当部局ともあらかじめ協議を行うことが肝要となる。

ii) 消防本部内での感染防止対策の徹底

消防の業務継続のため、仮に職員から感染者が出た としてもその他の職員への感染拡大を防ぐ措置を講ず ることが重要となっている。そのための取組として、 次の事例を紹介している。

- ・仮眠室のシーツ等は、他の職員との共用をやめ、個 人毎の配布とする。
- ・共有する什器類、事務端末等を定期的に消毒する。
- ・飛沫感染予防のため、受付にアクリル板や透明ビニー ルシートを設置する。

また、施設の状況を踏まえた対応が必要となること から、専門家から具体的な指導を受け、各施設に応じ た対応を行うことも求めている。

iii) 消防本部内での感染者の発生等により職員数が減



少した場合への備え

令和2年は、本部内に多数の感染者及び濃厚接触者が発生したことにより、自本部のみでの業務継続が困難になった本部が発生した。感染対策を十分にしている場合であっても、職員に多く感染者や濃厚接触者が発生することを想定した備えが必要となる。

まず、消防本部内の取組として、優先業務の選定や 柔軟な部隊運用等の検討を行う事が重要である。特に、 消防指令センターは感染拡大等により職員数が減少し た場合でも業務継続が必須な一方で、業務の特殊性か ら職員の代替性が低い。このため、代替職員を確保で きるよう、本通知において、あらかじめ経験者のリストを作成するなどの取組を求めている。

また、本部内の感染者数増により業務に従事できる職員数が減少し、自本部内の体制のみでは災害等に対応できなくなる事態も想定し、近隣の消防本部や都道府県との間で相互応援体制等について、あらかじめ協議を行うことも必要である。

iv)テレワーク勤務や早出遅出勤務の推進

地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における 業務の実情等に応じ、テレワーク勤務や早出遅出勤務 の推進についてできる限りの取組を行い、人との接触 を低減することを求めている。なお、テレワークにつ いては後に詳述する。

v) 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業 手当

感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手 当について本通知で触れているが、これについては後 に詳述する。

② テレワーク等の働く環境整備

感染防止対策となる接触減の具体的取組としてコロナ 感染症流行以降テレワークが注目され、官民問わず取組 が推進されている。消防庁からは、「新型コロナウイル ス感染症への対応について(事務連絡)」(令和2年2月 19日消防庁消防・救急課)等を発出しており、6月30 日通知においても、前述の通り、業務の実情等に応じで きる限りの取組を行うよう求めている。消防は救急搬送 や消火活動のための出動があり、そうした業務にはテレ ワークを導入することはできないが、その他の事務業務 等においては、テレワーク導入可能な業務を適切に判断 の上、業務継続に努めていただきたい。 テレワーク環境の整備を円滑に進めるには、単独消防の場合、首長部局の全体方針に依存することが多いため、消防本部も首長部局におけるテレワーク推進の議論に参画することが重要である。また、組合消防では、テレワーク導入に関する知見が不足しているとの声もあるが、総務省のテレワークマネージャ相談事業(情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室)で、セキュリティ、勤怠労務管理、テレワーク導入支援などについて、無料で相談を行っているので、活用いただきたい。

③ 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当

コロナ感染症により生じた事態に対処するため、国地方問わず、多くの職員が対応に当たっている。コロナ感染症への対応について特例的な手当創設を目的として、人事院において、人事院規則9-129の一部改正が行われた。本改正により、国においてはコロナ感染症患者と接触する業務等に従事する者に対し、コロナ感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中にコロナ感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものを作業場所とし、コロナ感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象として、特殊勤務手当が支給されることとされた。この「作業場所」には、病院等の施設への移動時の動線上及び車内が含まれることとされている。

消防庁からは、人事院規則の改正や、その趣旨について各消防本部に対し情報提供し、各地方公共団体における、人事院規則改正の趣旨等を踏まえた適切な対応を求めている。

また、防疫等作業手当を各消防本部で支給するための 財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨 時交付金(以下「地方創生臨時交付金」という。)が活 用可能であり、内閣府が提示する地方創生臨時交付金の 活用事業例にその使途として、「感染症対応に従事した 救急隊員等への防疫等作業手当等」が明記されているた め活用されたい。

令和3年7月15日現在、約8割の消防本部で、コロナ感染症への対応を対象とした手当が創設されている。

3 消防本部におけるクラスターの発生と 業務継続

前述のとおり、消防庁からはコロナ感染症対策の徹底 を求め、また、各消防本部において対策が講じられてき たものと考えるが、全国でコロナ感染症の流行が拡大する中で、消防本部においてクラスターが発生する例が生じていた。ほとんどの消防本部においては、業務継続に支障が出ることはなかったものの、令和2年秋に消防力の維持・確保のために、近隣の消防本部からの応援が必要となった消防本部が発生した。

この事案を受けて、消防庁では「新型コロナウイルス 感染症の感染防止対策の徹底について」(令和2年10月 15日付け消防庁消防・救急課事務連絡)を発出し、上 述の6月30日通知により紹介した感染防止対策の方法 について、改めて感染防止対策の徹底を求めている。

4 救急隊員等のワクチン接種

新型コロナワクチンの接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされた。具体的には「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)において、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされ、医療従事者等の範囲の中に、「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」が含まれることが示された。

この「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲については、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」(令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)であると示している。

また、令和3年9月下旬には、厚生労働省から、新型 コロナワクチンについて3回目接種を行う必要があるこ と、その実施の時期は2回接種完了から概ね8か月以上 後とすることが妥当であるとの厚生科学審議会予防接 種・ワクチン分科会における見解が周知された。併せて、各地方公共団体に対し3回目接種に向けた準備に関する情報提供がなされた。

これについては、消防庁からは「新型コロナワクチンの追加接種について」(令和3年10月1日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)を発出している。この中で、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等であっても、その住民票所在地の市町村により実施される住民接種の枠組みの中で接種が進められることとなることや、追加接種による副反応の影響等が想定されることから、特に、救急業務等優先して継続すべき業務の運営に支障が生じないよう留意いただきたい旨周知している。

5 感染症対策の強化

3. に記載の通り、今般のコロナ感染症の流行において、感染症流行下における消防力の維持・確保が課題となった例が発生した。災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念されるところである。

このため、コロナ感染症に限らず、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう、各消防本部において早急に必要な取組を実施していただくため、当該施設・設備の整備について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとなった(「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」令和3年8月19日付け消防消第343号消防庁消防救急課長通知。以下「8月19日通知」という。)。この対象拡大については、令和3年4月から遡って適用されることとされており、8月19日通知発出以前(ただし令和3年4月以降)から事業に取り組んでいる消防本部も緊急防災・減災事業債が活用可能となっている。

緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業である。事業費の100%に起債を充当することが可能であり、また、当該起債(緊急防災・減災事業債)の元利償還金の70%に地方交付税措置が講じられている。通常であれば、消防本部等の増改築は、一般事業(消防・防災施設整備事業)により



実施されることとなり、当該事業費の100%に起債を充当することはできず(75%または90%充当)、また、当該起債の元利償還金については、地方交付税措置は講じられていない。このように、緊急防災・減災事業債は、既存の地方財政措置と比較して非常に有利な措置であるが、令和7年度までの時限措置であることから、この機会に積極的に活用し、消防本部等の感染防止対策を進めていただきたい。

なお、想定される施設・設備整備については、次表の 通りとなる。

表 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の 整備

- ・仮眠室の個室化
- 大部屋をカーテン等で仕切っている各仮眠室の個 室化
- ・消毒室の整備
 - 消毒室の整備、狭隘となっている消毒室スペース の拡大、専用別棟の整備、救急搬送後に救急隊員 等が車庫から直接入室し隊員の衣服等の消毒を行 う専用室(除染シャワー室等)の整備
- ・事務室、食堂、待機スペース等の個別化 事務室、食堂、待機スペース等、他の職員等と共 有するスペースが存在している場合の、各スペー スを個別化するための固定式間仕切り等の整備
- ・トイレの整備 トイレの乾式化、洋式化、自動洗浄の整備
- 洗面所の整備洗面所の非接触型自動水栓の整備
- ・浴室の個室化 同時に複数人が入浴している浴室をユニットバス 室、ユニットシャワー室へ個室化
- ・救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備 救急用資器材・資機材を保管するための備蓄倉庫 の整備
- ・換気扇の整備

築

続いて、今般の緊急防災・減災事業債の対象拡大について、地方公共団体からの質問及び消防庁の回答のうち、 代表的なものは次のとおりである。

- 問 通知に参考として起債されている施設や設備以 外ではどのようなものが対象になるのか。
- 答 救急業務に従事する救急隊員等の使用する消防 本部等の感染防止対策のための施設・設備の整備 であれば対象になる。

なお、通知については、あくまで感染症対策に 関する具体例を「例示」しているに過ぎない。今 回の拡充事業を実施される際には、

- 1 専門家や関係機関から感染拡大を防ぐ措置 についての指導を受けることなどにより、効果 的な取組とされること
- 2 当該整備事業を行うための経費に適債性があるかどうかも含めて財政部局と協議いただく

に御留意いただきたい。

施設や設備の整備は事業の実施に時間を要する場合もある。今般のコロナ感染症のまん延状況や、これに対する対応を踏まえ、感染症対策に必要な施設及び設備の整備について、早急に取り組んでいただきたい。



緊急防災・減災事業債の拡充(消防本部等の感染防止対策)

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の 維持・確保が課題となった。特に災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される。
- このため、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等(※1)の使用する消防本部、消防署及び出張 所(以下「消防本部等」)の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう早急に必要な取組を行うよう要請(※2)。
- 〇 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、新たに緊急防災・減災事業債への対象拡充を図ることで取り組みを支援。



2 地方財政措置

緊急防災・減災事業債(<u>充当率100%</u>)<u>【令和7年度までの措置】</u>

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

おわりに

感染症への備えとして、平成20年に開催された「消 防機関における新型インフルエンザ対策検討会」の報告 書において、業務継続の重要性が示されていた。今般の コロナ感染症の流行を受け、改めてその重要性が認識さ れたところである。

各消防本部において、日頃より感染防止対策に取り組 んでいただいているが、今般拡充した緊急防災・減災事 業債による感染防止対策のための施設及び設備の整備を 行うなど、より一層感染防止対策に万全を期していただ くことにより、消防職員が安心して働く環境を整え、ひ いては国民の生命、身体及び財産を守る消防の任務を果 たしていただくことを期待したい。

問合わせ先

消防庁消防・救急課 TEL: 03-5253-7522